

技能検定「シャッター施工」職種の新設について

1 技能検定試験の概要

- ① 「シャッター施工」は、重量シャッター（主に建築物又は工作物の開口部に、防災、防犯等の目的で使用されるもの）の施工に従事する職種。
- ② シャッターの施工作業を適切に実施するに当たり必要な技能を対象とし、複数等級（1級、2級及び3級）による試験を実施。
- ③ 試験業務は、民間の指定試験機関として、一般社団法人日本シャッター・ドア協会（※）が行う。
※ シャッターの適切な品質・安全性を確保し、健全な普及促進を図ることを目的に昭和39年に社団法人として設立された。重量シャッターの施工に関連する唯一の団体であり、令和5年度にシャッター施工技能者資格認定試験を実施。

2 職種新設の背景・理由

- ① 建築物の高度化・多様化の進む中、重量シャッターにも高機能化や複雑化が求められており、重量シャッター本来の性能や安全性を十分確保するためにも、シャッター施工に従事する者の適切な能力評価や処遇改善のベースとなる資格制度が必要である。
- ② 検定創設により、次の効果が期待できる。
 - シャッター施工に従事する者の技能向上により、施工品質が向上
 - シャッター施工に従事する者が技能士として位置づけられ、社会的地位と経済的地位が向上
 - 若年労働者の新規入職の促進

3 申請内容の審査

- ① 令和6年7月、（一社）日本シャッター・ドア協会から「シャッター施工職種」に係る指定試験機関の指定申請を受理。
- ② 申請内容について、職業能力開発専門調査員からは「職種新設・指定試験機関の指定は適当」とのご意見。

4 今後のスケジュール

- ① シャッター施工職種の第1回試験は、令和7年8月下旬に学科、実技試験（判断等試験）、10月にかけて実技試験（製作等作業試験）を実施予定
- ② 技能検定職種への追加を契機に、今後、協会においてシャッター業界内の統一的な能力評価基準を設け、建設キャリアアップシステム（CCUS）に結びつける等の取り組みを検討。こうした取組を通じてシャッター業界のさらなる活性化に取り組む方針。